

令和5年度吹田市市有地売却に係る一般競争入札 質疑回答書

NO	質問箇所	質問項目	質問内容	回答
1	実施要項 P3	入札保証金について	落札できなかった場合、入札保証金は返金されますか？	入札参加の必要書類である「入札保証金納付確認書・請求書兼口座振替依頼書」に記載された入札者名義の口座へ振込みの方法で返還します。
2	実施要項 P6	ブロック塀の解体 目隠しフェンスの設置	ブロック塀の解体は、道路際の化粧塀も解体するのでしょうか？ 隣地の化粧塀はどこまでの補修が必要でしょうか？ 目隠しフェンスは、道路際から隣地内に設置でよろしいでしょうか？	化粧塀も含め、本物件との境界部のブロック塀はすべて解体してください。前面道路側の化粧塀は現状のままとしてください。目隠しフェンスは、本物件との境界部のブロック塀が存した部分に設置してください。
		ブロック塀の解体及び 目隠しフェンス設置について	指定の目隠しフェンスが耐え得る基礎を設ける場合、基礎は「L型」になり東側隣地建物に抵触する為、境界線から本物件側に50cm～1m控えた位置に設置する必要がありますが、その場合、当該目隠しフェンス(基礎を含む)は越境物となる為、50cm～1m控えたラインで本物件の一部を分筆し、当該分筆部分を、東側隣地所有者に無償譲渡することになります。そうすると、本物件と東側隣地との境界線が現在より変更になりますが、問題無いでしょうか。	そのような事態は想定していません。隣地と同一GL(グランドレベル)であれば連続基礎の設置、又は本物件のGLを掘り下げるのであれば本物件側に土留め擁壁などを設ける方法で設置が可能と考えます。
		設置フェンスの基礎について	東側隣地の地盤面の高さを考慮し、目隠しフェンス及び基礎を設置すると、H=2,600mm(1,800+800)程とかなり高くなりますが、フェンスの高さは必ずH=1,800 の規格にしなければならないのでしょうか。現況の高さと同じではダメなのでしょうか。	目隠しフェンスの規格はH1800としてください。隣地のGL(グランドレベル)を基準としてフェンスを設置してください。
		同上	隣地の敷地内でフェンスの基礎を設けるように施工しようとすると、建物との間隔が狭く、地中に配管等もあると思われ、基礎の施工が厳しいです。 現実的に施工不可能な場合はどうすればよいのでしょうか。	隣地と本物件のGL(グランドレベル)を合わせて連続基礎を採用するなどの方法で、施工は可能と考えます。
		同上	上記の質問で、隣地の敷地内で基礎の施工が不可能な場合、東側隣地所有ブロックは撤去し、新たに本物件(地番8-6)の敷地内に本物件の所有物として、目隠しフェンス及び基礎を設置するという認識でよろしいでしょうか。	原則的には不可とします。
3	実施要項P14	物件調書 特記事項(1)	解体をした前建物の基礎等は、解体時に撤去をされ、地中残存物・地中障害物は無いという認識でよろしいでしょうか。	物件調書のとおりです。
		同上	解体時に地中から何かが出てきた等はありませんでしたでしょうか。	特筆すべきものはございません。